

業 務 監 査 報 告 書

(自 平成 17 年 1 月 1 日)
至 平成 17 年 12 月 31 日)

財団法人 自動車リサイクル促進センター

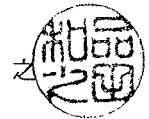
平成18年5月26日

財団法人 自動車リサイクル促進センター

理事長 平岡正勝 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 公認会計士 品田和之



社員 公認会計士 畝井俊樹



当監査法人は、貴法人よりご依頼のありました使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）の業務及び法第105条に定める指定再資源化機関の法第98条に規定の特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第3号の業務（以下「第3号業務」という。）の業務監査を実施いたしましたので、以下の通りご報告申し上げます。

本報告書は、貴法人の内規に定める監査法人による業務監査を実施し、その業務監査結果について当監査法人により作成されたものであります。本報告書作成のための調査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について調査手続を実施したものであり、財務諸表監査の意見表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではありません。

本報告書は調査項目に関する調査結果を明らかにすることを目的としたものであり、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証する目的ではないことを念のためお断り申し上げます。

また、本報告書は、貴法人の内部管理に役立てることを目的として作成されたものであり、当監査法人の了解なしに、他の目的に利用されないものと理解しております。

今回の業務監査に当たり、関係部署各位のご協力を得ましたことを改めてお礼申し上げます。

目 次

I 業務監査の概要	1
1. 業務監査実施概要	1
(1) 業務監査の目的	1
(2) 業務監査の範囲及び方法	1
2. 業務監査の対象	1
3. 業務監査の方法	1
4. 業務監査の要点	2
5. 業務監査の対象期間	2
(1) リサイクル料金収受業務	2
(2) リサイクル料金支払業務	2
(3) 預託金等の運用業務	2
(4) 資金管理センターの一般管理	2
(5) 第 3 号 業 務	2
6. 業務監査の実施期間	2
II 業務監査の結果	3
(1) 預託金（リサイクル料金）の収受業務の調査	3
(2) 支 払	2 1
(3) 資金運用の調査	2 7
(4) 資金管理センターの一般管理に係る調査	3 0
(5) 指定再資源化機関の調査	3 4

I 業務監査の概要

1. 業務監査実施概要

(1) 業務監査の目的

この調査は資金管理法人の業務及び指定再資源化機関の第3号業務について合意された手続に基づく業務監査を実施することを目的としている。

本報告書作成のための業務監査は、当監査法人が貴法人との打合せの結果合意された調査依頼事項について手続を実施したものであり、財務諸表に対する監査意見の表明を前提とした通常実施すべき監査手続を実施したものではない。

(2) 業務監査の範囲及び方法

資金管理法法人での収受・運用・支払業務及び一般管理等及び指定再資源化機関での第3号業務について、業務監査の各対象期間の業務監査実施日現在における状況を把握するため、関連部署に対してヒアリングを行うとともに、入手・閲覧が可能な範囲で関連する資料を査閲した。

2. 業務監査の対象

財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）において資金管理業務を行う法人（以下「資金管理センター」という。）及び再資源化等業務を行う法人（以下「再資源化支援部」という。）

なお、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステムは調査対象外であり、また、資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターも調査対象外である。

3. 業務監査の方法

予め貴法人と当監査法人とで合意された手続により実施する。

なお、資金管理センターからの指示により、合意された手続を実施するに際しては、調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして手続を行なっている。また、調査対象外とされたコンタクトセンターにおける業務は適切に実施されていることを前提としている。

4. 業務監査の要点

- (ア) 資金管理センターは法令、寄付行為及び財団内の諸規程を遵守した業務を行っているか。
- (イ) 法第73条第1項から第4項までの規定により預託された再資源化等預託金及び情報管理預託金（以下「預託金等」という。）及び同条第6項に規定の預託金等の管理に関する料金（以下「資金管理料金」という。）の収受・運用・支払等の業務が適正に行われているか。
（以下「預託金等」と「資金管理料金」を合わせて「リサイクル料金」という。）
- (ウ) 再資源化支援部が行う第3号業務が適正に行われているか。

5. 業務監査の対象期間

(1) リサイクル料金収受業務

平成17年4月1日から平成17年12月31日

(2) リサイクル料金支払業務

平成17年1月1日から平成17年12月31日

(3) 預託金等の運用業務

平成17年1月1日から平成17年12月31日

(4) 資金管理センターの一般管理

平成17年4月1日から平成17年12月31日

(5) 第3号業務

平成17年1月1日から平成17年12月31日

6. 業務監査の実施期間

平成17年10月5日から平成18年5月12日

Ⅱ 業務監査の結果

(1) 預託金（リサイクル料金）の収受業務の調査

<新車時預託（メーカー経由）>

① リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 自動車製造業者等及びインポーター（以下「メーカー等」という。）について所定の契約書が締結されていることを確かめる。
- メーカー等の平成17年4月から同年12月（以下「年」を省略。）の入金について、管理者による承認状況を確認する。（会計伝票、「F B取引明細」、「預金通帳明細」等の入金を証する書類のレビュー）
- 4月から12月の入金について、入金額を会計伝票、入金確定情報と照合する。
- 1ヵ月の入金累計が仕訳票（帳票サマリー）と一致することを確認する。
- 4月から12月の入金について、金額不一致の場合、メーカー等への照会が適切に行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 所定の契約書が締結されていることを確かめた。各メーカーと「自動車製造業者等への使用済自動車再資源化預託金等の預託実務の委託並びに特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金の払渡しに関する契約」を締結している。
- 4月から12月の関連する会計伝票をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。
- 4月から12月の入金について、入金額を会計伝票、入金確定情報及び仕訳票と照合した結果、リサイクル料金の修正・返還等がある場合に入金確定情報と実際入金額が異なる場合があった。

（単位：円）

区 分	未収金計上額	内訳明細合計	差 額
5 月	4,758,893,910	4,758,850,020	43,890
6 月	5,887,515,340	5,887,496,260	19,080
8 月	4,130,636,160	4,130,617,180	18,980
9 月	6,442,634,520	6,442,621,650	12,870

- 4月から12月の入金について、金額不一致の場合、メーカー等への照会については、メール及び電話で照会を行っていることを担当者へのヒアリングによって確かめた。

<新車時預託（並行輸入）>

- ② リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

（振込票郵送型徴収）

<手 続>（非登録業者若しくは個人が取り扱う並行輸入車を対象とする。）

- 申込者からのリサイクル料金設定依頼申請受付後、同料金を設定し、コンタクトセンターがリサイクルシステムへ入力していることを資金管理法人がモニターし、管理・監督していることを確める。
- コンタクトセンターが非登録業者若しくは個人に、適時に払込依頼書を作成し、申請者へ送付されていることを、資金管理法人がモニターし、管理・監督していることを確かめる。（登録業者はパソコンを利用し、自分で郵便局若しくはコンビニ経由で預託する。）
- 管理者による承認状況を確認する。（会計伝票、「郵便振替受払通知書」のレビュー）
- 4月から12月の入金について、入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知書」、「入金明細情報」と照合する。
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知書」の集計表、仕訳票（帳票サマリー）と照合する。

<調査結果>

- コンタクトセンターの管理監督状況について担当者へ質問したところ、毎月コンタクトセンターへ往査し、進捗状況の確認と問題点等の把握を行なっているとの回答を得た。
- 「CC資金管理対応G 月度業務実績報告」とコンタクトセンターが作成した「ステータスマ管理表」のサンプル（7月1日及び10月3日）により、申込者からの申請書の受付とコンタクトセンターへの送付、払込依頼書の適時な作成はコンタクトセンターで実施されていることを確かめた。

- 「CC資金管理対応G 月度業務実績報告」の5月から12月分をレビューし、資金管理センターの担当者が、コンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行なっていることを確認した。

なお、4月の「CC資金管理対応G 月度業務実績報告」は作成されておらず、「CC資金管理対応G 席数の件」として報告されていた。

- 調査対象外のためコンタクトセンターへは往査していないが、問題は発生していないとの回答を得ている。
- 4月から12月の関連する会計伝票をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。
- 4月から12月の「郵便振替受払通知書」をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。
- 4月、7月、10月の日々の入金額については、自動車リサイクルシステムから出力される「入金予定情報」(CSV)では区分されているものの、並行輸入と自治体の振込口座の区分がなされておらず、自治体のデータは日々出力されないため、「振込票郵送型徴収 並行輸入／自治体 分割データ」を作成し、日々の入金額を手作業により並行輸入と自治体の入金を区分していた。
- 並行輸入については「並行輸入収支データ」をエクセル上で加工して並行輸入の集計表を作成し、日次で振込先の名前、申請番号により並行輸入業者の入金消し込みを行なっている。
- 10月より「並行輸入収支データ」と「自治体収支データ」をシステム上区分して把握できるようになった。「並行輸入収支データ」をエクセル上で加工して並行輸入の集計表を作成し、入金消しこみを行なっている。
- 11月から並行輸入と自治体の振込口座を区分して運用している。
- 郵便振替に係る手数料は区分できないため、並行輸入と自治体を1：1の割合で区分している。
- 4月、7月、10月の「並行輸入収支データ」及び「自治体収支」の入金額と郵便振替受払通知票は、一致した。
- 4月、7月、10月の総勘定元帳「預り金」に記帳された金額と「並行輸入収支データ」「自治体収支報告」の預託金に記載された金額は、一致した。
- 4月から12月の総勘定元帳の「預り金」に記帳された金額と仕訳票（帳票サマリー）、会計伝票の金額は一致した。

- ③ 日常の事務処理（料金算出、リサイクルシステムへの入力、郵便振込票の送付、シール・R券送付等の業務の適正な処理）

<手 続>

コンタクトセンターが下記業務を適切に行なっているかについて資金管理法人が管理・監督していることを確める。（資金管理法人がモニターし、必要に応じて指導することを含む。）

- リサイクル料金設定依頼申請がもれなく適時に処理（受付）され、受付簿（若しくは受付管理表）等を整備していること。
- 設定された料金がリサイクルシステムに適切に入力されていること。
- 資金管理法人が入金情報確認後、登録業者、非登録業者若しくは個人ユーザー等へシールを郵送していること。
- 資金管理法人に関するコールセンター業務が適切に行なわれていること、及び資金管理法人がエスカレーション対応を行なっていること。

<調査結果>

- コンタクトセンターの管理監督状況について担当者へ質問したところ、毎月コンタクトセンターへ往査し、進捗状況の確認と問題点等の把握を行なっているとの回答を得た。
- 「CC資金管理対応G 月度業務実績報告」とコンタクトセンターが作成した「ステータス管理表」のサンプル（7月1日及び10月3日）により、申込者からの申請書の受付とコンタクトセンターへの送付、払込依頼書の適時な作成はコンタクトセンターで実施されていることを確かめた。
- 「CC資金管理対応G 月度業務実績報告」の5月から12月分をレビューし、資金管理センターの担当者が、コンタクトセンターの状況を把握し、必要な改善について取り組みを行なっていることを確認した。

なお、4月の「CC資金管理対応G 月度業務実績報告」は作成されておらず、「CC資金管理対応G 席数の件」として報告されていた。

- エスカレーション対応については、コールセンターからの受付票を貼付したメール連絡に基づき、状況を把握し、対応を指示しているとの回答を得た。場合によっては、資金管理センターの担当者が直接先方へ電話連絡等を行っているとのことである。

<継続検査時等預託>

④ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

(口座引落)

<手 続>

- 委託団体との間で、所定の契約書が締結されていることを確かめる。
- 管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「F B取引明細」、「入金明細情報」、収納代行業者からの「お振込通知」のレビュー)
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「F B取引明細」、「入金明細情報」、「お振込通知」と照合する。
- 1ヵ月の入金累計が仕訳票(帳票サマリー)と一致することを確認する。

<調査結果>

- 委託団体である車検場団体と所定の契約書が締結されていることをサンプル(40件)により確かめた。
- 担当者への質問により、実施している承認行為は、仕訳伝票における経理・管理グループリーダーと資金管理センター部長の承認印の押印であると回答を得た。
なお、仕訳伝票にはリサイクルシステムから出力される仕訳票(帳票サマリー)、(口座振替委託機関)振替表(入金、未収入金、収支内容のサマリー)および銀行入出金明細を添付しており、個々の帳票への承認印は行われていないが実質的に承認されていると回答を得た。
- 4月から12月の関連する仕訳伝票をレビューした結果、部長及びグループリーダー承認印が押印されていることを確かめた。
- 4月、7月及び9月の預託に対応する入金につき、(口座振替委託機関からの)お振込通知及び個別請求分振替結果のお知らせ、仕訳伝票、総勘定元帳、預金明細表(口座引落徴収は三井住友銀行、車検場徴収はみずほコーポレート銀行より)を照合した結果、全て一致した。
- 4月、7月及び9月の預託に対応する各月の(口座振替委託機関が作成した)振込み予定額合計と請求データ受付精査エラー金額の合計額と各月の仕訳票(口座引落し徴収・帳票サマリー)および仕訳票(車検場徴収・帳票サマリー)の入金予定額から仕訳票(委託手数料・帳票サマリー)の委託手数料を控除した金額と照合した結果、下表のような差額があった。

これは、システム上委託手数料の消費税計算を、仕訳票においては業者単位で計算されており、実際の取引単位の消費税計算とずれが生じているためと回答を得た。

なお、11月より仕訳票の消費税計算についてシステム修正し、現在は不一致は出ていない。

(単位：円)

区 分	入金予定額 (A)	仕訳票予定額 (B)	差 額
4 月分	24,685,449,055	24,685,431,748	△17,307
7 月分	27,001,703,900	27,001,700,696	△3,204
9 月分	27,157,613,848	27,157,602,283	△11,565

※ (A) (口座振替委託機関) 振込み予定額 (前項目にて入金確認済み) の合計と請求データ受付精査エラー金額の合計額

(B) 仕訳票 (口座引落引落とし徴収・帳票サマリー) および仕訳票 (車検場徴収・帳票サマリー) の入金予定額から仕訳票 (委託手数料・帳票サマリー) の委託手数料を控除した金額

- 月次における委託手数料の計算は、継続検査時等預託関連費と引取時預託関連費を按分計算によって金額を算定しているが、4月分について按分計算額と仕訳伝票の計上額が不一致であった。

4月以降は按分計算を実績件数比率で行うことに変更したため、実績比率の継続94%、引取6%にて按分計算されることになったが、4月分については、仕訳伝票は従前比率によって計算されていた。

(単位：円)

区 分	仕訳伝票	委託手数料計算表
口座引落・継続	445,556,793 (89%)	470,971,629 (94%)
口座引落・引取	55,068,817 (11%)	29,653,981 (6%)
計	500,625,610 (100%)	500,625,610 (100%)

- 前年度と同様に、月次の仕訳票によって、月次の預託金や資金管理料金収入を一旦未収入金計上して、入金の都度、未収入金を消し込むが、この消し込み額について、預託金や資金管理料金収入の区分が実績値で把握できる会計資料がシステムから出力されない。そのため、入金に対応する預託金額を求めるため、理論値を算定するために「(口座振替委託機関) 入金分預託金会計振替分試算表」を作成し、この計算理論値を振り替えている。

(コンビニ徴収：SPC)

<手 続>

- SPC取扱い会社（NTTコムウェア）との間で、所定の契約書が締結されていることを確かめる。
- 管理者による承認状況を確認する。（会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」、「預金通帳明細」等のレビュー）
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」と照合する。
- 1ヵ月の入金額累計が会計伝票（総勘定元帳）と一致することを確認する。

<調査結果>

- SPC取扱い会社であるNTTコムウェアとの委託契約は締結され、自動更新されていることを確認した。
- 担当者への質問により、実施している承認行為は、仕訳伝票における経理・管理グループリーダーと資金管理センター部長の承認印の押印であると回答を得た。

なお、仕訳伝票にはリサイクルシステムから出力される仕訳票（帳票サマリー）、収支報告（入金予定情報）、SmartPit精算書および銀行入出金明細を添付しており、個々の帳票への承認印は行われていないが実質的に検証され承認されているとの回答を得た。

- 4月から12月の関連する仕訳伝票をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。
- 5月、8月および11月の入金について、サンプルベースにてNTTコムウェアからの「SmartPit精算書合計」、仕訳伝票、総勘定元帳、預金明細表（みずほコーポレート銀行）を照合した結果、全て一致した。

ただし、収支報告書入金予定額には自動的に二重登録分（二重振込み）が控除されているため、実際入金額と収支報告入金予定額には当該分の差額が発生している。実務上、収支報告書入金予定額に二重登録金額を手書きで加筆訂正した金額と実際入金額を照合している。なお、収支報告のうち入金予定情報は実際入金額を示す帳票であるべきものとして、二重登録分を含み金額で作成するようにシステム変更する検討が行われていると回答を得た。

- 5月、8月および11月の各1ヶ月の入金合計額と入金時に差し引かれる収納手数料の合算額と仕訳伝票の仮受金及び預り金の月次計上合計額を照合した結果、全て一致した。
- 前年度は、収納手数料の計上においては、本来システムで区分されるべき数値がシステム上新車、車検、引取の区分ができないため、合計額を予算計上時の想定台数の比率0%：86%：14%で計上していたが、当期は手作業にて月次での実績台数按分を行っている。
- 5月、8月及び11月の仕訳票（SPC徴収・帳票サマリー）の資金管理料金入金合計と仕訳伝票の未収入金計上額を照合した結果、下表のような差額があった。

(単位：円)

区 分	仕 訳 票	仕訳伝票 (A)	差 額
5月分	22,100,220	22,099,740	480
8月分	23,680,100	23,679,620	480
11月分	26,708,780	26,708,780	0

※ (A) 月次処理にて未収入金（借方）計上している額

- 前年度同様に、収支報告は日々リサイクルシステムから出力されるが、SPCの処理日ベースで作成されており、データをCSVに変換し表計算ソフト（EXCEL）で手作業により加工しなければ、会計データとして利用できない状況であった。
- SPC側において、SPCの入金処理日で管理しており、Rシステムの預託日（各コンビニの店頭の入金時）とは同じ概念でないこと及び預託から入金までのタイムラグがあることから、仕訳票（SPC徴収・帳票サマリー）の預託金額と1ヶ月間のSPCからの入金額に乖離が生じている。この乖離金額は、SPCからの未収入金となるが、当該残高の内訳（明細）が管理できるシステム（仕組み）になっていない。下表に、9月から12月の収支報告の入金予定額月次合計（入金ベース）と仕訳票（SPC徴収・帳票サマリー）の預託金額（預託ベース）の差額を示した。

(単位：円)

区 分	収支報告合計	仕 訳 票	差 額
9月分	398,204,340	408,485,970	△10,281,630
10月分	448,340,590	444,428,250	3,912,340
11月分	409,651,310	453,262,220	△43,610,910
12月分	473,107,590	453,711,630	19,395,960

(注) 収支報告合計の金額には、個別登録修正額を含めていない。

(セブンイレブン徴収)

<手 続>

- セブンイレブンとの間で、所定の契約が締結されていることを確かめる。
- 管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「F B取引明細」、「入金予定情報」、「預金通帳明細」等のレビュー)
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「F B取引明細」、「支払通知書」、「口座引落徴収明細」と照合する。

<調査結果>

- セブンイレブンジャパンとの委託契約は締結され、自動更新されていることを確認した。
- 担当者への質問により、実施している承認行為は、仕訳伝票における経理・管理グループリーダーと資金管理センター部長の承認印の押印であると回答を得た。

なお、仕訳伝票にはリサイクルシステムから出力される仕訳票(帳票サマリー)、収支報告(入金予定情報)、手数料相殺兼振込連絡表(セブンイレブンホームページ)および銀行入出金明細を添付しており、個々の帳票への承認印は行われていないが実質的に検証され承認されていると回答を得た。

- 4月から12月の関連する仕訳伝票をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。
- 5月、8月および11月の入金について、サンプルベースにてセブンイレブンインターネットショッピングお支払い窓口の振込額、仕訳伝票、総勘定元帳、預金明細表(みずほコーポレート銀行)を照合した結果、全て一致した。

また、セブンイレブンインターネットショッピングお支払い窓口の取扱額と収支報告の入金予定額の合計額を照合した結果、全て一致した。

- 5月、8月および11月の各1ヶ月の入金合計額と入金時に差し引かれる収納手数料の合算額と仕訳伝票の仮受金及び預り金の月次計上合計額を照合した結果、全て一致した。
- 前年度は、収納手数料の計上においては、本来システムで区分されるべき数値がシステム上新車、車検、引取の区分ができないため、合計額を予算計上時の想定台数の比率0%：86%：14%で計上していたが、当期は手作業にて月次での実績台数按分を行っている。
- 5月、8月及び11月の仕訳票(セブンイレブン徴収・帳票サマリー)の資金管理料金入金合計と仕訳伝票の未収入金計上額を照合した結果、下表のような差額があった。

(単位：円)

区 分	仕 訳 票	仕訳伝票 (A)	差 額
5 月分	21,753,580	21,753,100	480
8 月分	24,049,980	24,049,500	480
11月分	29,341,700	29,341,700	0

※ (A) 月次処理にて未収入金（借方）計上している額

- 前年度同様に、収支報告は日々リサイクルシステムから出力されるが、資金管理センターの預託日ではなく、セブンイレブン側の処理日ベースで作成されており、データをCSVに変換し表計算ソフト（EXCEL）で手作業により加工しなければ、会計データとして利用できない状況であった。
- 仕訳票（セブンイレブン徴収・帳票サマリー）の預託金額と1ヶ月間のセブンイレブンからの入金額に乖離があるが、未収入金となっている残高の内訳（明細）が管理できるシステムになっていない。下表に、10月から12月の収支報告の入金予定額月次合計と仕訳票（セブンイレブン徴収・帳票サマリー）の預託金額の差額を示した。

(単位：円)

区 分	収支報告合計	仕 訳 票	差 額
10月分	489,303,010	489,073,720	229,290
11月分	512,815,890	512,720,130	95,760
12月分	513,310,000	512,704,710	605,290

(注) 収支報告合計の金額には、個別登録修正額を含めていない。

(郵便局徴収)

<手 続>

- 管理者による承認状況を確認する。（会計伝票、「収支報告」のレビュー）
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」の集計票、仕訳票（帳票サマリー）と照合する。

<調査結果>

- 担当者への質問により、実施している承認行為は、仕訳伝票における経理・管理グループリーダーと資金管理センター部長の承認印の押印であると回答を得た。

なお、仕訳伝票にはリサイクルシステムから出力される仕訳票（帳票サマリー）および収支報告（明細情報）を添付しており、個々の帳票への承認印は行われていないが実質的に承認されていると回答を得た。

- 4月から12月の関連する仕訳伝票をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。
- 5月、8月及び11月の入金について、サンプルベースにて郵便局徴収の日々の収支報告の入金予定額と郵便振替受払通知票を照合した結果、全て一致していた。
- 上記サンプルした収支報告と入金、預託金、手数料及び仮受金（資金管理料金相当）の計上額について、仕訳伝票と照合した結果、全て一致していた。
- 5月、8月及び11月の仕訳票（郵便局徴収・帳票サマリー）の入金予定額と収支報告の入金予定額合計額（取消等考慮後）を照合した結果、全て一致していた。
- 前年度は、収納手数料の計上においては、本来システムで区分されるべき数値がシステム上新車、車検、引取の区分ができないため、合計額を予算計上時の想定台数の比率0%：86%：14%で計上していたが、当期は手作業にて月次での実績台数按分を行っている。

⑤ 引落不能管理、リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 収納代行業者において引落不可となった情報が、適時にオリコ及び日本債権回収へ引落不能情報が伝達されているかを確かめる。
- 督促により入金が立った場合、適切に入金処理されているかを確かめる。
- 入金がない場合、未入金一覧リストを適時管理しているかを確かめる。
- 与信管理規程の有無を確かめ、与信管理規程がある場合は同規程に即して処理されていることを確かめる。

<調査結果>

- 債権回収グループリーダーより、債権回収グループにおいて、未収金管理表（通称NGリスト）に基づき、NG 1 回目・2 回目の相手先については、日本債権回収（JCS）に当該データをメールにて送信し、NG 2 回目の相手先については、オリコのWebにあるオリコレクトにデータ添付を行うことによりオリコにタイムリーに伝達されていると回答を得た。

12月10日口座引落NGリストに関して、JCSについてはメール画面にて送信日、オリコについてはオリコレクトのアップロード履歴にてアップロード日をそれぞれ確認したところ、いずれも12月20日であり、適時に連絡が行われていた。

- 入金管理は従来どおり経理管理グループで行われており、口座振込みの場合は、振込入金データから、コンビニ払いの場合はリサイクルシステムの明細情報から、郵便払込は郵便振替受払通知票から、NGリストの相手先ごとに入金日を入力している。

5月、8月及び11月のNGリストからサンプルベースにて入金日を預金明細表（三井住友銀行）またはリサイクルシステムの明細情報から作成したオリコ入金管理表の入金日を照合した結果、全て一致していた。

- 前年度と同様に、入金予定額のリストはリサイクルシステムからは出力できない。口座振替委託機関において引落ができなかった場合にリサイクルシステムから引落不能結果が出力されるが、これは、IDと金額のみであり、事業者名、事業者の住所等の情報がなく、このままでは未収金管理に使用できない。このデータを自再協にメールに添付して送り、事業者登録管理データとマッチングさせて債権管理のための情報を付加してもらい担当者に返信される。

このデータの口座振替委託機関の振込予定額には金融機関口座引落のデータが受け付けられなかったもの（請求データ受付精査エラーリスト（口座振替委託機関））が除かれているため、これを付加している。これらの情報を総括加工して「未収金管理表（通称NGリスト）」を作成している。これら作業は、債権回収グループが行っている。

- 平成17年10月6日付「業務マニュアル 債権回収G編」にしたがって、債権回収の手順が明確化されている。

この手続を行った結果は、「資金不足NG架電一覧」に債権状況及び交渉経緯が集約され、また訴訟等に至っている債権は「訴訟等対応事業者一覧表」、「分割弁済事業者一覧表」及び「破産等事業者一覧表」にて進捗状況を明確にし、毎週債権回収会議において報告されている。

債権回収会議は8月12日より開始されており、会議資料にて滞りなく開催されていることを確認した。

また、12月22日開催の債権回収会議の一連の会議資料をレビューし、督促行為が適時に行われ、交渉等の進捗状況も適切にフォローされており、債権状況が適切に把握されていた。

- 与信管理等のための債権管理規程はないが、口座引落徴収に業者登録できる基準がこれに当たるものである。

⑥ 預託申請取消案件の適正処理

<手 続>

- 郵便振替による預託金の取消しについて、リサイクルシステムから取消し明細と返金のための郵便振替払出書（自動払出預入用）が出力され、会計伝票と共に管理者が承認している状況を確認する。
- 郵便局経由での返金について、管理者による承認等が適切に行われていることを確認する。

<調査結果>

- 郵便振替による預託金の取消しに係る会計伝票は管理者の承認を得ていた。
- 4月から12月に預託申請の取消があったものについて、「郵便局徴収取消明細」、会計伝票、郵便振替払出書を照合し、下記を除いて一致を確認した。
- 4月、5月、6月及び7月について、「取消明細」と「郵便振替払出書」に不一致が生じていた。
- 取消明細では、預託金と資金管理料金は区分されていないため、資金管理料金は1台当たり480円として計算している。

<引 取 時 預 託>

⑦ リサイクルシステムと実入金額の照合を含めた業務プロセスの検証

(コンビニ徴収：SPC)－ 継続検査時等預託とまとめて検証

<手 続>

- 管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」、「預金通帳明細」等のレビュー)
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「FB取引明細」、「支払通知書」と照合する。
- 1ヵ月の入金累計が仕訳票(帳票サマリー)と一致することを確認する。

<調査結果>

継続検査時預託と同様である。

(セブンイレブン徴収)－ 継続検査時等預託とまとめて検証

<手 続>

- 管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」、「預金通帳明細」等のレビュー)
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「FB取引明細」、「入金予定情報」と照合する。
- 1ヵ月の入金累計が仕訳票(帳票サマリー)と一致することを確認する。

<調査結果>

継続検査時預託と同様である。

(郵便局徴収) — 継続検査時等預託とまとめて検証

<手 続>

- 管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「収支報告」のレビュー)
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「収支報告」と照合する。
- 1ヵ月の入金累計が仕訳票(帳票サマリー)と一致することを確認する。

<調査結果>

継続検査時預託と同様である。

(振込票郵送型徴収)：自治体

<手 続>

- 申込者(自治体)について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確認する。
- コンタクトセンターが、申込者からの預託申請後、適時に申し込みデータを登録し預託可能連絡書を発行し申込のあった自治体へ遅滞なく送付していることを資金管理法人がモニターし、必要に応じて指導する等により管理・監督していることを確認する。
- 管理者による承認状況を確認する。(会計伝票、「郵便振替受払通知票」、「収支報告」のレビュー)
- 4月から12月の期間における入金額を会計伝票、「郵便振替受払通知票」と照合する。
- 自治体からの入金管理及び未収入金管理状況を確認する。

<調査結果>

- 任意に10月の5件について放棄車両預託確認・申請書が入手されていることを確認した。
- 上記の5件について、申込者からの預託申請(預託申請日)後、1件を除いて、1週間以内に申し込みデータを登録(預託日)し引取可能連絡書が発行されていることを確認した。
- 4月から12月の関連する会計伝票をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確認した。

- 4月から12月の「郵便振替受払通知書」をレビューした結果、部長及びグループリーダーの承認印が押印されていることを確かめた。
- 自治体からの振込については入金額を仮受金に計上し、月次で出力された「収支明細」により入金消し込みを行なっている。
- 4月、7月、10月の日々の入金額については、自動車リサイクルシステムから出力される「入金予定情報」(CSV)では区分されているものの、並行輸入と自治体の振込口座の区分がなされておらず、自治体のデータは日々出力されないため、「振込票郵送型徴収 並行輸入／自治体 分割データ」を作成し、日々入金額を手作業により並行輸入と自治体の入金を区分していた。
- 10月より「並行輸入収支データ」と「自治体収支データ」をシステム上区分して把握できるようになった。「自治体収支データ」をエクセル上で加工して自治体の集計表を作成し、入金消しこみを行なっている。
- 11月から並行輸入と自治体の振込口座を区分して運用している。
- 郵便振替に係る手数料は区分できないため、並行輸入と自治体を1：1の割合で区分している。
- 4月、7月、10月の「並行輸入収支データ」及び「自治体収支」の入金額と郵便振替受払通知票は、一致した。
- 4月、7月、10月の総勘定元帳「預り金」に記帳された金額と「並行輸入収支データ」「自治体収支報告」の預託金に記載された金額は、一致した。
- 4月から12月の総勘定元帳に「預り金」に記帳された金額と仕訳票(帳票サマリー)、会計伝票の金額は一致した。
- なお、業務グループの担当者からは、並行輸入及び自治体の入金については、申請番号ごとに日本郵政公社貯金事務センターから入手したFAXによる入金情報により個別に入金登録を行っている。この入金登録のデータは財務会計システムへ提供されていない。
- 自治体の未入金については、預託申請後預託日までに入金されないため会計上の未収入金が発生するが、9月以前については自治体別に未収入金として把握していなかった。
- 預託金会計の未収入金残高から入金分を差引いた金額が本来の未収入金残高となるが、月次では未収入金と入金分の消しこみ処理を行っていない。
- 本来は月次で消しこみを行なうべきである。

- 預託金会計における未収入金の月末残高と経理担当が作成した「未収入金残高明細」は一致していなかった。
- 12月は四半期の決算整理として、自治体からの預り金と同額を未収入金と相殺していた。

⑧ 預託申請取消案件の適正処理

<手 続>

- 郵便振替による預託金の取消しについて、リサイクルシステムから取消し明細と返金のための郵便振替払出書（自動払出預入用）が出力され、会計伝票と共に管理者が承認している状況を確認する。
- 郵便局経由での返金について、管理者による承認等が適切に行われていることを確認する。

<調査結果>

継続検査時預託と同様である。

<コンタクトセンターの管理・監督>

⑨ 処理状況（前記（１）③に同じ。）

<フロン券移管処理>

<手 続>

- 資金管理センターからフロン事業部へ預託金の請求がシステムデータ（「フロン券移管に伴う預託金請求書」）に基づき適切に行われていることを確認する。
- フロン事業部口から資金管理センター預託口への資金振替が適切に行われていることを確認する。

<調査結果>

- 4月から12月のフロン券移管について、システムから出力される「仕訳票」と同じくシステムから出力される「フロン券移管に伴う預託金請求書」を照合した結果、仕訳票と請求書の金額について、4月と7月に違算が生じていた。
- システムから出力される5月の請求書は、金額が訂正されていた。（修正後の請求金額は「仕訳票」と一致していた。）
- 4月から12月の入金額と普通預金の「ご利用明細」、会計伝票を照合し、一致を確かめた。
- 4月及び5月のフロン券移管費用に係る未収入金は、総勘定元帳では6月に計上されている。これは、4月及び5月はフロン事業部に対する未収入金を認識しないで他の未収入金に含めて計上していたものを6月に振り替えたものであるとの説明を受けた。

(2) 支 払

<委託手数料の支払い状況>

① 委託した業務内容に応じた手数料の支払い、期限内の支払い等の業務プロセスの検証

<手 続>

- メーカー等、車検場団体、Bタイプ整備業者及び引取業者へのリサイクル料金等収納委託手数料支払は、預託金等と相殺されていることを確かめる。
- S P C乃至セブンイレブン、郵便局経由でリサイクル料金を徴収するAタイプ業者へのリサイクル料金等収納委託手数料支払は、リサイクル料金入金後、郵便局経由でなされていることを確認する。
- 収納代行業者への手数料は、収納業者からの入金分と相殺されていることを確認する。
- リサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費、預託済押印費等は、証憑に基づいて支払がおこなわれているかを確かめる。
- 全ての支払について、管理者の承認状況を確認する。

<調査結果>

- 新車時預託及び継続検査時等預託の検証において、5月、8月、10月について所定の手数料が相殺されていることを確かめた。
- なお、継続検査時等預託に記載されているとおり委託手数料の消費税計算において差異が生じている。また、委託手数料の計算において按分計算の結果と会計伝票の計上額に不一致があった。
- 5月、8月、10月について、Aタイプ業者へ郵便局経由で支払が行われていることを確かめた。
- 収納代行業者への手数料については、5月、8月、10月について相殺処理が行なわれていることを確かめた。
- 5月、8月、10月についてリサイクル券代行発行手数料、専用端末設置関連費、預託済押印費が証憑に基づいて支払われていることを確認した。
- サンプルで抽出した支払のすべてについて、部長及びグループリーダーの承認がなされていることを承認印により確かめた。

<リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し>

② エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 再資源化等預託金の払渡が自動車リサイクルシステム（以下「システム」）から出力される払渡通知書及び自再協からの請求書に基づいて資金管理法から自動車製造業者等へなされていることを確かめる。

<調査結果>

- 1月から12月までの払渡について、「仕訳票」と「再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧」、「再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果」及び「再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果」との一致を確かめた。
- 2月、3月、5月、10月の支出について、上位14社に係る請求書と「再資源化料金払渡>払渡予定等登録>一覧」及びファームバンク振込明細との一致を確かめた。
- 請求、支払の登録に当たってまず、「再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果」を出力し、支払時に「再資源化料金払渡>払渡予定等承認>結果」を出力して承認を受けることとしているが、3月の支払時には、「再資源化料金払渡>払渡予定等登録>結果」を出力していない。
- なお、登録と結果の承認の書類出力は、同時に行われており、現状では2種類の書類を出力する意義はないと考える。

<情報管理料金の情報管理センターへの払渡し>

③ エビデンスとの整合性を含めた業務プロセスの検証

<手 続>

- 情報管理料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書及び情報管理センターからの請求書に基づいて資金管理法から情報管理センターへなされていることを確かめる。

<調査結果>

- 2月から12月までの払渡対象月について、「情報管理料金払渡>払渡状況確認>一覧」（以下「一覧」という。）と「>払渡対象抽出・承認>完了」（以下「結果」という。）及び請求書との一致を確かめた。
- 情報管理料金の払渡に際しては、「結果」及び「一覧」を出力し承認を受けることになっているが、12月については「一覧」が出力されていなかった。
- システムから出力された払渡通知書と情報管理センターからの請求書に一部不一致があった。メーカー出荷の新車について、資金管理センターがメーカーから預託情報を取得する前に廃車になる場合があるが、預託情報を取得しない限り、リサイクルシステムからの払渡対象データには反映されない。しかし、情報管理センターは電子マニフェストの発行処理を行っているため、情報管理料金の追加請求書（車両明細付）を発行していた。12月末現在、未預託状態ではあるが、情報管理センターへ支払済みとなっているものが1,040円（8台）ある。

<特定再資源化預託金等の出えん>

④ 特定再資源化預託金等の出えん業務プロセスの検証

<手 続>

- 特定再資源化預託金等の出えんが、所定の手続により行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 10月の出えん通知書・出えん金の振込依頼書・指定再資源化機関に対する特定再資源化預託金等の出えんの承認申請書・出えんの承認書（経済産業大臣及び環境大臣の承認）を閲覧し所定の手続により行われている事確かめた。

<発注・検収・支払いの相互牽制体制>

⑤ 発注・検収・支払いの相互牽制体制の業務プロセスの検証

<手 続>

- 印刷物作成・送付費等について、発注・検収・支払は所定の手続に従い行われていることを確かめる。

<調査結果>

- 当該支出については、適切な調達手続きと承認を経て支出がなされている事確かめた。
- なお、FB取引（出金）については、実際の送金処理を検証した結果、以下の項目について問題点があると考える。
 - 送金の決裁書や送金の内訳明細等の関係書類について連番管理されていないため、法人側で不正送金に対応する体制になっていない。
 - FB取引のソフトのシステム上使用履歴が、数日のうちに消去されてしまうため、後日FB取引の操作履歴の調査ができない。
 - FB取引について振り込み前の事前承認は行われているが、事後的に銀行から確認のために送付されてくるFAXへの承認については、金額の大きいものについては確認のための承認がなされているが、金額が僅少のものは承認がない。
 - FB取引を行うソフトの起動時のパスワードが法人設立当時より一度も変更されておらず、またFB取引を行わない周りのスタッフが比較的簡単にパスワードを知ることができる。適時にパスワードを更新することなどをルール化する必要がある。
- 抽出したサンプルについて検討した範囲において、資金管理センターが負担すべきでないものは発見されなかった。

<資金管理料金からの支出金額及び支出先の妥当性>

⑥ 業務プロセスの検証

<手 続>

- データ取得費用について、支出は適切な承認手続を経ているかを確認する。
- 当該費用について、算定された料金単価に従い支払われているかを確認する。

<調査結果>

- 財団法人自動車検査登録協会の及び社団法人全国軽自動車協会連合会に対するデータ取得費用のうち5月、7月、9月及び11月について、会計伝票の査閲等により支払の承認が行なわれていることを確認した。
- 支払われた金額が請求書にしたがって計上されており、請求金額の計算根拠が資金管理センターの利用した件数と近似値であるとの回答を得た。
- 契約書の閲覧により算定された料金単価にしたがって支払われていることを確認した。

<中古車輸出の取戻し対応>

⑦ 処理状況（受付から処理済までの日数、その他）

<手 続>

- 中古車輸出料金の払渡がシステムから出力される払渡通知書に基づいて資金管理センターから支出されていることを確認する。

<調査結果>

- 8月から12月の払渡について、「預託金返還に伴う会計確認書」が登録業者については1台950円、非登録業者については1台1,390円で計算されていることを確認した。

- 8月から12月の払渡について、「預託金返還に伴う会計確認書」と「会計情報明細書」が一致していることを確かめた。

⑧ 必要書類の取り付け状況（適正処理）

<手 続>

- 中古車輸出に係る事務手続きが適切に行なわれているかについて資金管理センターが管理・監督していることを確かめる。

<調査結果>

- 中古車輸出の事務処理を行う輸出返還事務センターは10月に立ち上げが行なわれた。そこに至る過程において、担当者が業務受託者と打ち合せ等を行った結果の報告である「輸出返還業務進捗レポート」、「輸出返還事務センターの立ち上げについて」、「中古車輸出返還業務レポート」を査閲した結果、指摘すべき事項はない。
- 業務開始後の「12月度輸出返還月次報告」、「輸出返還事務センターの業務確認報告」を査閲した結果、重要な問題点は記載されていなかった。
- 受託先が作成した「JARC輸出返還事務センター月次活動報告」（11月、12月）においても重要な問題は記載されていなかった。
- 中古車輸出に係る事務手続きに関連するマニュアルの整備状況は以下のとおりである。

<マニュアル関係>

- 輸出返還事務センター業務管理の要件について（案）（2005年11月11日作成）
- 輸出返還業務管理マニュアル Ver0.5
- 輸出返還業務月報の内容定義について Ver0.5 （2006年1月23日）
- セキュリティ管理基準書「輸出返還事務センター業務」第1.1版（2005年11月1日）
- （自動車リサイクルシステム）情報セキュリティ基本方針書
- （自動車リサイクルシステム）情報セキュリティ対策基準書
- 輸出返還業務対応センター業務要件定義書 2005年8月17日（アイビーエムビジネスコンサルティングサービス）
- 輸出返還事務センター電子ファイル化マニュアル（2006年2月版）

(3) 資金運用の調査

<再資源化預託金等の運用関連>

① 運用の基本方針の遵守

<手 続>

- 資金管理業務規程 別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」を査閲し、遵守状況を確認する。

<調査結果>

- 運用対象資産が、指定格付機関のいずれかに最上位から二番目以上の格付けを付与されたものであることについて、「運用対象資産検証結果」の3月4日から8月4日までを参照し、5日ごとに検証され、担当者及びグループリーダーの捺印があることを確かめた。なお、5月11日以降は毎日検証が行われ、7月8日からは担当者が押印している。
- 債券での運用について、第1四半期末にかかる2年満期から10年満期までの保有債券簿価残高が目標とする各年11.1%との構成比（期間10年のラダー型）に対し、5年満期が0.4%ポイント多く、他の期限は構成比との差が0.1%ポイントから0.0%ポイントであった。また、第2四半期末にかかる2年満期から10年満期までの保有債券簿価残高が目標とする各年11.1%との構成比に対し、その差はいずれの年も0.0%ポイントであった。
- 運用成果の評価について、四半期に一度「再資源化預託金等の運用成果及び資産構成の評価」を作成していることを確かめた。
- 業務管理体制について、「リスク管理マニュアル」が策定され、最良執行（複数引合を行っていること、その中で最安値で約定していること）及び格付変動の検証が行われていることを確かめた。

② 運用計画の遵守

<手 続>

- 運用実績を査閲し、運用計画への遵守状況を確認する。

<調査結果>

- 「平成17年度第1四半期の再資源化預託金等の運用成果及び資産構成の評価」査閲し、運用計画を遵守していることを確かめた。
- 運用は、会議体が構成され実施されていることを会議資料をもとに確かめた。なお、当会議は11月1日の会議から預託金運用会議と称することとなり、同会議の承認につき、理事（議長）、部長（副議長）、部長代理の承認印を得るようにした。

③ 金融機関への発注手順の遵守等の業務プロセスの検証

<手 続>

- 資金運用マニュアルを査閲し、金融機関への発注業務がマニュアルを遵守して行われているかを確認する。

<調査結果>

- 「最良執行検証」に基づき10月12日、11月4日、11月25日及び12月22日に実施した取引の一部について、引合確認書等と突合し、最も安い価格での購入であることを確かめた。
- 6月以前の債券購入については、証憑類の整理方法が7月以後と異なっており、合理的な時間内に証憑類を探し出すことが困難なことから、この期間については、検討の対象外とした。

④ 日常の事務処理

<手 続>

- 日常の事務処理が資金運用マニュアル等に基づき適切に承認され、適切に事務処理が行われているかを確認する。

<調査結果>

- 資金運用グループで作成した約定プロッター、証券会社からの約定連絡表及び約定システムからの出力書類である債券取引明細表及び信託銀行への運用指図書が、ファイルに整理されていることを確認した。
- 債券取引明細表と信託銀行の運用指図書が一致していることを確認するとともに、運用指図書に承認印があることを確認した。
- 信託元本追加支出について、振込先明細に部長及びグループリーダーの承認印があること及び送金額が信託銀行からの「資金繰り表」と一致していることを確認した。

(4) 資金管理センターの一般管理に係る調査

<法律・寄附行為の遵守状況>

自動車リサイクル法及び寄附行為の遵守状況の検証

<手 続>

- 自動車リサイクル法第94条（資金管理業務規程）に基づき、資金管理業務規程が制定され、必要な審議・承認を得ていることを確かめる。又、改定された場合も必要手続がとられていることを確かめる。
- 資金管理業務規程、事業計画書及び収支予算が公表されていることをホームページで確かめる。
- 寄附行為の各条項を遵守しているかにつき、寄付行為、理事会議事録及び評議員会議事録、資金管理業務規程を閲覧することにより確かめる。

<調査結果>

- 資金管理業務規程は、評議会及び理事会の承認の下に制定され、主務大臣の認可を受けていた。その後の変更についても同様であった。
- 資金管理業務の平成17年度の事業計画書及び収支予算書は、評議会及び理事会の承認後、主務大臣の認可を受けていた。
- 資金管理業務規程、事業計画書（平成17年度）、収支予算書（平成17年度）は、ホームページで公表されていることを平成18年2月24日に確認した。
- 平成16年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、評議会及び理事会の承認後、主務大臣に提出されていた。

<資金管理業務規程・業務細則の遵守状況>

資金管理業務規程・業務細則の遵守状況の検証

<手 続>

- 資金管理業務規程第4条、第5条につき、理事会議事録及び評議員会議事録を閲覧することによりその遵守状況を確認する。

<調査結果>

- 資金管理業務の平成17年度の事業計画書及び収支予算は、評議会及び理事会の承認後、主務大臣の認可を受けていた。
- 資金管理業務規程、事業計画書（平成17年度）、収支予算書（平成17年度）は、ホームページで公表されていることを平成18年2月24日に確認した。

<調達規程の遵守状況>

調達規程の遵守状況の検証

<手 続>

- 総勘定元帳から支出項目について一定金額以上をサンプル抽出し、調達規程に即した手続により契約が締結されていることを確認する。

<調査結果>

- 資金管理料金の総勘定元帳から5,000千円以上の支出をサンプルを抽出し、承認された請求書に基づき支払い手続が行なわれていることを確認した。
- サンプルについて稟議書と照合した結果、承認手続は適切に実施されているものの、原則競争入札によるべきところを随意契約によった場合にその理由が記載されていないものが散見された。

- なお、財団法人自動車リサイクル促進センター等が調達し、資金管理センターへ配賦される諸費用等については、合意により検討の対象外としている。

<倫理規程の遵守状況>

<手 続>

- 倫理規程及び遵守マニュアルを査閲し、又被監査部の部長に面談し、遵守状況を確認する。

<調査結果>

- 倫理規程は平成15年11月10日から施行され、同遵守マニュアルは平成16年4月1日に制定されている。
- 倫理規程等については、2週間に1回開催される部内ミーティングにおいて周知徹底させている旨を資金管理センター部長から聴取した。
- 倫理規程遵守マニュアルに規定された様式での伺い書は、監査対象期間中において提出されていない。
- 資金管理センターでは、「倫理規程の各規定に従い、下記の内容についてお伺いいたします。」の文言のある伺い書が決裁されている。これは自工会等が出席する会合への参加と出張時の解体業者への手土産持参への承認を求めるものであった。なお、再資源化支援部では持参する手土産類は、会議費使用伺い書において承認を求めている。法人としての処理が統一されていない。

<情報公開規程の遵守状況>

<手 続>

- 情報公開規程及び遵守マニュアルを査閲し、遵守状況を確認する。

<調査結果>

- 情報公開規程第3条に規定する公開情報が、ホームページにて公開されていることを平成18年2月24日に査閲し、確かめた。
- 情報公開請求依頼書は、監査対象期間において提出されていない。

<稟議規程の遵守状況>

稟議規程、決裁規程の遵守状況の検証

<手 続>

- 平成17年4月以降の稟議書を査閲し、稟議・決裁規程への遵守状況を確認する。

<調査結果>

- 稟議書起案番号表及び稟議書を査閲し、理事長決裁、専務理事決裁、部署長決裁に区分され、各権限で決裁されていることを確かめた。

<業務マニュアルの整備状況>

業務マニュアルの整備状況を確認する。

<手 続>

- 業務マニュアルを査閲し、作成・整備状況を確認する。

<調査結果>

- 業務マニュアルは、経理管理G、法人運営G、財務計画G、資金運用G、債権回収G、業務G、システムGに区分し、ファイリングされている。
- 各マニュアルを体系づけるナンバー管理は行われていない。

- 資金管理センターとして管理すべきマニュアル類が体系的に整理されておらず、グループによってマニュアルの内容に精粗があり、資金管理センターとしてのマニュアルが統一的に整理し管理されていない。
- 経理管理Gの各マニュアルには、制定日が記載されていない。他のグループのマニュアルにも制定日が記載されていないものがある。

(5) 指定再資源化機関の調査

<法第106条第3号業務（入金）>

計上、収入状況（出えん計画、資金管理センターとの突合せ）

<手 続>

- 特定再資源化預託金等の出えんについて所定の手続により行われている事確かめる。

<調査結果>

- 出えん通知書・出えん金の入金口座の通帳、仕訳伝票を閲覧し入金処理が所定の手続により行われている事確かめた。

<法第106条第3号業務（支払）>

計上、支払状況

<手 続>

- 離島対策等の出えんに係る離島市町村との業務が業務マニュアルに沿って行われていること及び出えん業務運営費が所定の手続により支払われている事確かめる。

<調査結果>

- 平成17年度離島対策等支援事業資金出えん計画について、市町村への出えん予定連絡書を3市町村について照合したところ一致した。
- 要請書審査結果について、対象市町村が引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として官報に掲載されていることを確かめた。
- 要請書審査結果について、離島対策支援事業協力要請書及び離島対策支援事業協力計画書を5市町村について照合し、審査内容が反映されていることを確かめた。
- 離島対策業務に係る出張旅費について検証した結果、出張は管理者によって承認され所定の規程に基づき計算され支払われていることを確かめた。

以 上